

規模問わずすべての企業が対象 デジタル化の大きなチャンス！

知って得する電子帳簿保存セミナー

主催：小山町商工会 協力：小山青色申告会、沼津法人会小山支部

～ 令和4年1月1日から始まった改正電子帳簿保存法 対応のポイントを紹介～

インボイス制度への対応も視野に入れた

今企業が取り組むべき請求書、領収書など電子化のメリットと効果

日時 令和4年**9月6日(火)** **19:00～21:00**

会場 小山町総合文化会館 2階集会室

受講料無料
定員30名

概要

令和3年度税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電帳法」といいます）」の改正等が行われ、令和4年1月1日から施行されました（但し電子データで受け取った書類の電子保存義務は2年間猶予されております）。

電帳法で定める方法により国税関係帳簿書類の電子データを保存せず、かつこれらの書面の保存もしていない場合、又は電子取引の取引情報の電子データを保存していない場合は、形式的には青色申告の承認の取消事由にも抵触することとなります。

電帳法に対応するために準備すべき点、実際の業務で注意すべき点などを理解し、事業のデジタル化を推進するために「知って得する電子帳簿保存セミナー」を開催いたします。

是非この機会にご参加ください。

講師

朝原労務会計事務所
所長 朝原 邦夫氏

- ・税理士
- ・社会保険労務士
- ・静岡県商工会連合会登録専門家



お申し込み

受講申込書に必要事項をご記入の上、**8月23日(火)**までにFAXか窓口持参でお申し込みください。

持ち物

- ・筆記用具
- ・蛍光ペン

お問い合わせ

小山町商工会 担当：安藤
TEL 76-1100 FAX 76-4236

9月6日 知って得する電子帳簿保存セミナー 受講申込書

事業所名		住所	
TEL		FAX	
参加者氏名①		参加者氏名②	

事前質問事項がある場合はご記入ください。些細なことでも結構です。

FAX送付先 76-4236 (小山町商工会)